

佐賀県警察重要事件指定捜査員運用要領の制定について
(平成2年4月27日佐警本例規(捜一)第5号)

◎ 概要

捜査本部の中核となる捜査員をあらかじめ刑事係の中から指定し、捜査本部開設の初期的段階において、この捜査員を一定期間派遣し、集中運用を図るなど強力な捜査を推進するための運用要領を定めたもの。